

7 直島町告示第 67 号

直島町週休 2 日工事实施要綱を次のように定める。

令和 7 年 7 月 28 日

直 島 町 長 小 林 眞 一

7 直島町要綱第 17 号

直島町週休 2 日工事实施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、建設現場における現場閉所による週休 2 日（完全週休 2 日または月単位の週休 2 日）の確保に向け実施する直島町週休 2 日工事（以下「週休 2 日工事」という。）の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 対象工事は、直島町において発注する設計金額が 200 万円以上の土木工事のうち、発注者が指定した工事とする。

(対象期間)

第 3 条 対象期間とは、工事着工日から竣工日までの期間（年末年始休暇 6 日間及び夏季休暇 3 日間を除く。）とする。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が事前に対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらずに現場作業等を余儀なくされる期間など）は含まない。

(週休 2 日の定義)

第 4 条 休工日の確保は、次に掲げる内容とする。

(1) 週休 2 日工事

ア 完全週休 2 日の受注者は、原則として、前条にて規定する対象期間において、土曜日及び日曜日を休工日としなければならない。

また、月単位の週休 2 日の受注者は、前条にて規定する対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態にしなければならない。

ただし、災害時の緊急対応及び品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業は、この限りではない。

イ 受注者は、休工日の振替を行うことができる。ただし、完全週休 2 日において、やむを得ず土曜日または日曜日を休工日にできない場合は、前後 7 日以内の土曜日または日曜日以外の曜日に休工日の振替を行うものとする。

ウ 受注者は、完全週休 2 日において、降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、前後の土曜日または日曜日と振替を行うことができる。

(休工の定義)

第5条 この要綱において休工とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(入札公告等における記載)

第6条 発注者は、週休2日工事として発注する場合は、入札公告等に週休2日工事であることを明示するとともに特記仕様書に記載するものとする。

(工事着工前の確認手続き)

第7条 受注者は、工事着工日までに、完全週休2日または月単位の週休2日を選択し、休工日が確認できるように工程表を作成するとともに、その工程について工事監督員と協議しなければならない。

(工事中の標示板)

第8条 受注者は、工事中標示板に、週休2日工事での完全週休2日または月単位の週休2日である旨を記載するものとする。

(休工日に現場作業を行う場合の措置)

第9条 受注者は、完全週休2日について、休工日に現場作業を行う場合は、工事打合せ簿により事前に工事監督員に報告しなければならない。また、工事打合せ簿にはその理由、振替対応の有無及び振替日を記載すること。

なお、月単位の週休2日について、休工日に現場作業を行う場合は、工事打合せ簿による事前の報告は必要としない。ただし、口頭による事前の報告は行うものとする。

(振替により休工日以外を休工とする場合の措置)

第10条 受注者は、前条によらず、完全週休2日について、振替により休工日以外を休工とする場合は、その理由を記載した工事打合せ簿により、事前に工事監督員に報告しなければならない。

なお、月単位の週休2日について、振替により休工日以外を休工とする場合は、工事打合せ簿による事前の報告は必要としない。ただし、口頭による事前の報告は行うものとする。

(工事完成時の実施状況の報告)

第11条 受注者は、工事完成時に休工日の確保の状況が確認できる資料を工事監督員に報告しなければならない。

(工事監督員の休日確保の取組み)

第12条 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日の作業が生じるような指示を行ってはならない。

(経費の負担)

第13条 発注者は、当初設計で完全週休2日を達成した場合の補正を行い、休工日を確認し、完全週休2日を達成していないものは、休工日の実績に応じて変更設計を行うものとする。

(アンケート調査の実施)

第14条 発注者がアンケート調査を行う場合、受注者はそれに協力すること。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。